

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第914号

2018年（平成30年）4月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること  
に係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2018年（平成30年）3月27日付けで諮問（第914号）された生活保護法  
（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的  
外に提供することについて、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条  
例」という。）第12条第4項の規定による目的外に提供する必要性があると認め  
られる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供す  
る必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

相模原年金事務所から、国民年金法第108条の規定に基づき、生活援護課で  
保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。国民年金法第108条の規定は目  
的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せ  
ず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、相模原年金事務所に  
生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基  
づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

氏名、住所、生年月日、保護受給の有無（転入前の住所と転入年月日につい  
ては、管轄外であるとの判断し提供せず）

#### イ 目的外に提供する相手方

相模原年金事務所

ウ 目的外提供の根拠規定

国民年金法第108条第1項

国民年金法第109条の4

国民年金法第109条の4第30号

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、国民年金法第108条第1項に基づくものである。

国民年金法第108条第1項は「厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であった者（以下この項において「被保険者等」という。）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であった者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であった者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であった者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であった者の氏名及び住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次項において同じ。）、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第109条第2項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。」としており、また、国民年金法第109条の4では「次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第3条第2項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第3項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。」さらに、国民年金法第109条の4第30号「第108条第1項及び第2項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第3項の規定による協力の求め並びに附則第8条の規定による資料の提供の求め（第26号に掲げる証明書の受領を除く。）」としており、その官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した相模原年金事務所によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、国民年金保険料事務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について相模原年金事務所に問い合わせたところ、「国民年金保険料の請求事務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報、開始年月日、廃止の場合は廃止年月日を把握することによって、生活状況を明らかにし、国民年金保険料の免除をするか否かを判断する材料となり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報とは、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しており、本人通知を行うものとする。

### (3) 添付書類

- ア 生活保護受給状況照会
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した相模原年金事務所によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「国民年金保険料の請求事務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報、開始年月日、廃止の場合は廃止年月日を把握することによって、生活状況を明らかにし、国民年金保険料の免除をするか否かを判断する材料となり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

以 上